

新旧対照表（案）

神奈川県漁業調整規則

新			旧		
第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。			第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。		
水産動物	禁止期間	禁止区域	水産動物	禁止期間	禁止区域
1 あゆ	1月1日から5月31日 まで及び10月15日（右欄） （2）から（4）までに掲げる 区域にあっては、11月1 日）から11月30日まで	<p>（1）海面及び内水面（（2）か ら（4）までに掲げる区域を 除く。）</p> <p>（2）相模原市南区磯部地先 磯部頭首工堰堤上流端の 上流150メートルから次 の基点A及び基点Bを結 んだ直線までの間の相模 川水系相模川の区域 基点A 相模原市緑区小 倉字宮原388番地先に 設置した標柱の位置 基点B 相模原市緑区川 尻字久保沢1, 108番の ハ地先に設置した標柱 の位置</p> <p>（3）厚木市才戸地先才戸頭 首工堰堤上流端の上流20 メートルから次の基点C 及び基点Dを結んだ直線 までの間の相模川水系中 津川の区域 基点C 愛甲郡愛川町半 原字馬場4, 941番2に 設置した標柱の位置 基点D 愛甲郡愛川町半</p>	1 あゆ	1月1日から5月31日 まで及び10月15日から 11月30日まで	海面及び内水面

新		旧
	<p>原字向原5,459番2に 設置した標柱の位置</p> <p>(4) <u>足柄上郡松田町松田惣</u> <u>領地先十文字床止上流端</u> <u>から次の基点E及び基点</u> <u>Fを結んだ直線までの間</u> <u>の酒匂川水系酒匂川の区</u> <u>域</u></p> <p><u>基点E 足柄上郡山北町</u> <u>川西字平山地先神縄堰</u> <u>堤右岸に設置した標柱</u> <u>の位置</u></p> <p><u>基点F 足柄上郡山北町</u> <u>神尾田字田入地先神縄</u> <u>堰堤天端左岸下流端の</u> <u>位置</u></p>	
2~22 (略)		2~22 (略)

2・3 (略)